

# **臼杵市 まちづくり基本条例**

**(解説書案)**

**臼杵市自治基本条例策定委員会**

目次	ページ
はじめに	1
検討の経過	2
臼杵市まちづくり基本条例の全体像	3
条例のイメージイラスト	5
条文全体（素案）	8
前文	15
第1章 総則（目的・定義）	16
第2章 理念・原則（基本理念・基本原則）	19
第3章 まちづくりを担う主体の役割等	
第1節 市民	
市民の権利	21
市民の責務	22
第2節 議会	
議会の基本的役割と責務	24
議員の基本的役割と責務	25
第3節 行政	
行政の基本的役割と責務	26
市長の基本的役割と責務	28
職員の責務	29
第4章 行政運営	30
第5章 市民参画等	41
第6章 支え合うまちづくり	46
第7章 この条例の位置付け	50

# はじめに

## 【条例とはなにか】

臼杵市では、『市民が幸せを実感できるまち』を実現するために、「市民が主役のまちづくり」を積極的に進めようとしています。そのまちづくりの決まり・道しるべとなるもので、臼杵市の最高規範となります。

臼杵市のまちづくりを行っていくうえでの精神をうたっていますので、何か困った時や迷った時に立ち返って確認できるものです。

## 【条例によって期待すること】

市民みんなでこの決まり・道しるべである条例を作ることによって、

市民の「自分たちの課題を、自らの手で解決する」

職員の「市民の声に耳を傾けて自主自立のまちづくりを進める」

という意識が高まり、市民みんなで役割を持って、連携しあいながら協働でまちづくりを行うことに期待ができます。

## 【条例制定の必要性】

今まででは国の定めたルールや決まり事によって全国一律の取り組みを行ってきました。今、地方分権の時代と言われ、地方自治法も改正されて、地域の実情に応じたまちづくりを地域で自主的に判断して実施することができるようになりました。

臼杵市も臼杵市の特性を活かした臼杵市らしいまちづくりを行っていきたいと考え、そのための決まり・道しるべが必要となりました。

条例ができたからといってすぐに市民生活が変わるというわけではありません。今までの生活をさらによりよいものにしていくために、“臼杵”というまちで生活し続けるために、自分たちはどのような役割を担うべきか、どのように連携し協力し合うことが必要なのかなど、共通認識のうえで、まちをつくっていく必要があります。

この決まり・道しるべが、「臼杵市まちづくり基本条例」です。

この条例によって、臼杵市の特性を生かした臼杵のまちづくりは、人権尊重、市民総参加、情報共有、協働という4つの原則に基づいて、市民参画の機会が保障され、「市民が主役のまちづくり」が行われます。これまで以上に、臼杵に生まれて良かった、育って良かった、住んで良かった、働いて良かったと思えるまちづくりを、市民が主体的に英知を結集し、協働のもとで実現していきたいと考えています。

## 検討の経過

自治基本条例の策定にあたっては、平成22年5月より調査等を開始し、平成23年度に各地区26か所にて説明及びアンケートを実施してきました。

(参加者：963名、アンケート回収：485名、回収率：約50%)

その結果をもとに、平成23年度より、庁内職員で組織する「自治基本条例検討委員会」で素案を作成し、一方、市民の皆さんから公募した委員など市民の方々を中心とした17名の「自治基本条例策定委員会」を設置し、自治基本条例の条文の素案の検討から解説書まで丁寧に検討を重ねてきました。

平成24年5月から7月にかけて、市内の諸団体等20団体へ、まちづくりを行う仲間作りのきっかけとしての説明会を行いました。同時に「自治基本条例」の名称や市民の定義、協働のまちづくりなどについて、アンケート等によりお知恵を拝借しました。

(参加者：1207名、アンケート回収：1074名、回収率：約90%)

その内容も参考にしながら、自治基本条例策定委員会と自治基本条例検討委員会にて検討を重ね、「臼杵市まちづくり基本条例（素案）」がまとめました。さらに、平成24年9月4日から10月3日までをパブリックコメントの期間とし、市民説明会14回を開催するとともに、市役所・各地区連絡事務所・公民館の12か所とホームページ上で閲覧及び意見募集を行い、多くの市民の声を活かした条例の策定に取り組んできました。今後も、あらゆる市民が臼杵市らしく、「市民が主役のまちづくり」を行っていくことができるよう取り組んでいきます。

平成24年10月5日「第10回自治基本条例策定委員会」にて、条文案及び解説書案がまとめましたので、10月12日に策定委員が見守る中、委員長より市長への提言を行います。

策定委員は、市民との協働のもとで臼杵市らしいまちづくりが一層進められることを希望しています。今後、策定委員は協働のまちづくりの推進者としての活躍が期待されます。

# 臼杵市まちづくり基本条例の全体像

## 【前文】

平成17年、臼杵市と野津町が合併し、新しい臼杵市が誕生しました。わたしたちのこのまちは、緑の山々をはじめ、肥沃な大地・豊後水道に面した臼杵湾など豊かな自然環境に恵まれています。

臼杵市では、平安時代末期から鎌倉時代にかけ、高度な仏教文化が花開きました。また、大友宗麟による西洋文化との活発な交流によりキリストianに関する史跡など歴史的遺産を数多く残し、異国情緒の漂う城下町として栄えました。

不断の努力を惜しまない質素儉約の気風、一方で、吉四六さんにも象徴されるように、どんな困難でも智恵と笑いで乗り切るユーモア精神を持ち合わせる臼杵人気質は、多彩な文化人・経済人を生み出してきました。

わたしたちは、このような先人が守り育てた自然や文化歴史のみならず、先人の偉業や人情を誇りとし、臼杵に「生まれて」「育って」「住んで」「働いて」良かったと思える心豊かな、笑顔がゆきかう臼杵市を、市民が主体となって、次世代に確実に引き継ぎ、発展させてくことをめざします。

一人ひとりが、臼杵市民としての誇りと自覚と責任をもち、互いに人権を尊重し、自ら考え、みんなで知恵を出し、汗を流し、臼杵市民が理想とする幸せなまちづくりを行うために、臼杵市の最高規範としてここに「臼杵市まちづくり基本条例」を制定します。

## 第1章 総則

### 【1 目的】

臼杵のまちの特徴を生かしたまちづくりを進めていくけるようになりました。まちづくりを進めていく主体である「市民」「議会」「行政」の役割と責務を明らかにし、まちづくりを行う上での決まりごとを定めるという、この条例の目的を明らかにしています。

### 【2 定義】

この条例で使用する用語のうち、「市民」「行政」「まちづくり」「協働」「地域コミュニティ」について定義づけを行います。

## 第2章 基本原理原則

### 【3 基本理念】

市民が主体的に責任をもって、自らの将来像に向かって行動し、お互いが尊重して協力しながらまちづくりを進めていく、「市民が主役のまちづくり」の基本的な考え方を明らかにしています。

### 【4 基本原則】

「市民が主役のまちづくり」を進めるためには、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画することが大切であり、その基本とする「人権尊重」「市民総参加」「情報共有」「協働」の4つの原則を明らかにしています。

## 等ま第3 ちづくり を担う 主体の 役割

### 《市民》

#### 【5 市民の権利】

- ◎行政サービスを受けること
  - ◎まちづくりに参画すること
  - ◎市政情報を求めること
- #### 【6 市民の責務】
- ◎お互いの権利を尊重すること
  - ◎まちづくりへの自発的な取組
  - ◎自らの行動と発言に責任を持つこと
  - ◎地域コミュニティの尊重
  - ◎地域課題の解決に努める
  - ◎応分の負担を持つこと
  - ◎将来を担う子どもを育てる
  - ◎事業者・地域活動団体等の寄与

### 《議会》

#### 【7 議会の基本的役割と責務】

- ◎住民の代表機関・本市の意思決定機関
  - ◎市民意見の市政への反映
  - ◎行政への監視機能
  - ◎政策形成機能の強化
- #### 【8 議員の基本的役割と責務】
- ◎公平、公正、誠実に職務を遂行
  - ◎品格の保持、自己研鑽に努める
  - ◎市民全体の利益を優先した活動

### 《行政》

#### 【9 行政の基本的役割と責務】

- ◎効率的で透明な市政運営
  - ◎計画的で質の高い行政運営
  - ◎地域コミュニティの自主性の尊重、育成
- #### 【10 市長の基本的役割と責務】
- ◎市政全体の総合調整
  - ◎権限の適正な行使
  - ◎最少の経費で最大の効果を挙げるための効率的な行政運営
- #### 【11 職員の責務】
- ◎全体の奉仕者としての公正、かつ誠実な職務の遂行
  - ◎職務に必要な知識の習得及び能力の向上
  - ◎積極的な地域コミュニティ活動への参画

## 第4章 まちづくりをおこなっていく仕組み

### 行政運営(市民のお役に立つ、頼もしい市役所づくり)

行政運営に関する重要なしきみを定めています。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1 2 総合計画の策定及び進行管理 | 1 3 財政運営      |
| 1 4 政策と法務の連携      | 1 5 条例制定等の手続  |
| 1 7 行政手続          | 1 8 情報の公開及び提供 |
| 2 0 意見、要望等への対応    | 2 1 危機管理      |
| 2 2 行政組織の編成       | 1 6 行政評価      |
| 1 9 個人情報の取扱い      |               |

### 市民参画等(市民総参加で行う、市民が主役のまちづくり)

市民のまちづくりへの参画や意見を述べるためのしきみを定めています。

- |                    |                 |             |
|--------------------|-----------------|-------------|
| 2 3 市民参画の機会の保障     | 2 4 市民提案の推進     | 2 5 市民意見の募集 |
| 2 6 審議会・委員会等への市民参画 | 2 7 住民投票の実施及び尊重 |             |

### 支え合うまちづくり(人権尊重で支え合う協働・協生のまちづくり)

あらゆる立場の市民が理解しあい尊重しあいながら協働のまちづくりを進めるためのしきみを定めています。

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| 2 8 協働のまちづくり  | 2 9 まちづくりの推進     |
| 3 0 対等な立場での参画 | 3 1 他都市等との連携及び協力 |

## 位置第7 置条例 付例章 けの

### 【3.2 この条例の位置付け】

「臼杵市まちづくり基本条例」が、臼杵市のまちづくりを進めるうえでの基本となるものであり、すべての条例の基盤となる「最高規範」として位置づけることを定めています。

## 【「市民」の定義】

臼杵市まちづくり基本条例の「市民」について、第2条で定義されています。

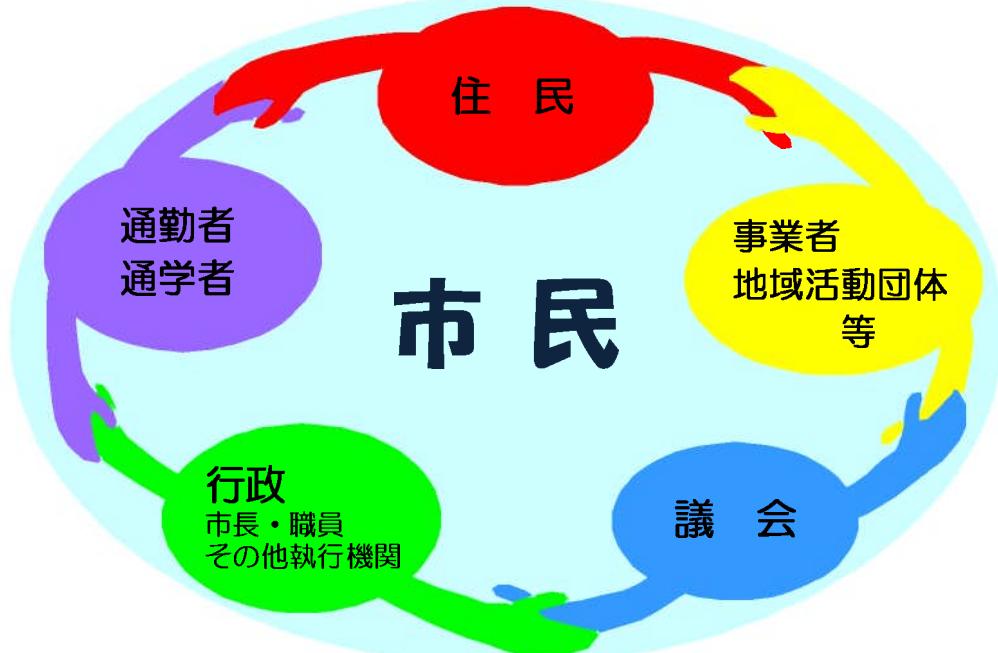
- ①市内に住所を有する者（「住民」という。）
- ②市内に通勤し、又は通学する者
- ③市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体

（「事業者、地域活動団体等」という。）

※当然、行政（市長・職員）、議会も市民の一員として、

臼杵のまちづくりを行います。

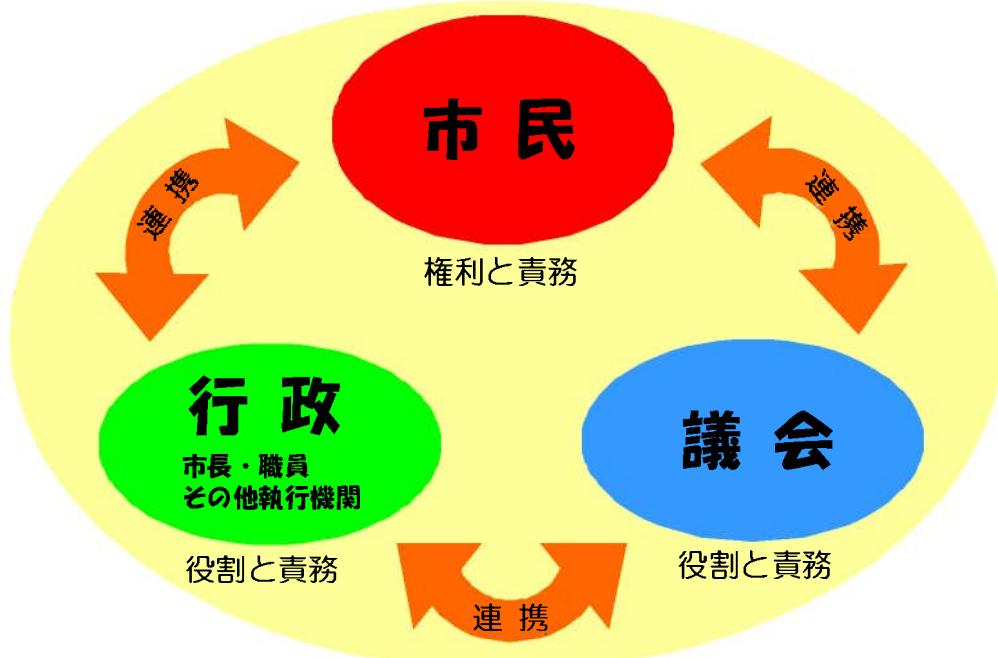
※「まちづくり」は臼杵市の公共的な活動の総体をいいます。



## 【役割分担と連携の関係性】

臼杵市まちづくり基本条例で定義した「市民」と「議会」「行政（市長・職員・他の執行機関）」の役割分担と連携を図に示すと以下の通りです。

それぞれが、役割と責務をもって、連携・協力することで、臼杵市民が幸せを感じできるように「市民が主役のまちづくり」に取り組んでいきます。



## 【自治基本条例ってなに？】



## 【市民の役割はなんだろう？】



## 【 行政や議会の役割はなんだろう？ 】



## 【 まちづくりの4つの原則 】



## 【 まちづくりのしくみ 】



# 臼杵市まちづくり基本条例

## 目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念及び基本原則（第3条・第4条）

第3章 まちづくりを担う主体の役割等

　第1節 市民（第5条・第6条）

　第2節 議会（第7条・第8条）

　第3節 行政（第9条—第11条）

第4章 行政運営（第12条—第22条）

第5章 市民参画等（第23条—第27条）

第6章 支え合うまちづくり（第28条—第31条）

第7章 この条例の位置付け（第32条）

附則

### <前文>

平成17年、臼杵市と野津町が合併し、新しい臼杵市が誕生しました。わたしたちのこのまちは、緑の山々をはじめ、肥沃な大地・豊後水道に面した臼杵湾など豊かな自然環境に恵まれています。

臼杵市では、平安時代末期から鎌倉時代にかけ、高度な仏教文化が花開きました。また、大友宗麟による西洋文化との活発な交流により、キリストンに関する史跡など歴史的遺産を数多く残し、異国情緒の漂う城下町として栄えました。

不斷の努力を惜しまない質素儉約の気風、一方で、吉四六さんに象徴されるように、どんな困難でも智恵と笑いで乗り切るユーモア精神を持ち合わせる臼杵人気質は、多彩な文化人・経済人を生み出してきました。

わたしたちは、このような先人が守り育てた自然や文化歴史のみならず、先人の偉業や人情を誇りとし、臼杵に「生まれて」「育って」「住んで」

「働いて」良かったと思える心豊かな、笑顔がゆきかう臼杵市を、市民が主体となって次世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことをめざします。

一人ひとりが、臼杵市民としての誇りと自覚と責任をもち、互いに人権を尊重し、自ら考え、みんなで知恵を出し、汗を流し、臼杵市民が理想とする幸せなまちづくりを行うために、臼杵市の最高規範としてここに「臼杵市まちづくり基本条例」を制定します。

## <第1章 総則>

### (目的)

第1条 この条例は、臼杵市（以下「本市」という。）におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び行政の役割、行政運営の方法、市民参画その他まちづくりの基本となる事項を定めることにより、「市民が主役のまちづくり」を積極的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「市民」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）

(2) 市内に通勤し、又は通学する者

(3) 市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域活動団体等」という。）

2 この条例において「行政」とは、市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会その他本市の執行機関をいう。

3 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

4 この条例において「協働」とは、市民、議会及び行政が適切な役割分担のもと、それぞれが自らの役割を自覚し、お互いを尊重するなかで、共に考え、共に汗を流し、共通の目的の実現のために協力することをいう。

5 この条例において「地域コミュニティ」とは、市民一人ひとりがつながりを育み、お互いに助け合い、豊かな暮らしを築くことを目的として自主的に構成する多様な団体及び組織をいう。

## <第2章 基本理念及び基本原則>

### (基本理念)

第3条 本市は、市民が住むことに幸せを実感できるまちの実現をめざすために、「市民が主役のまちづくり」をまちづくりの基本理念とする。

### (基本原則)

第4条 本市は、次に掲げる事項をまちづくりの基本原則として定めるものとする。

(1) 人権尊重の原則　すべての市民が、お互いの人権を尊重すること。

(2) 市民総参加の原則　すべての市民が、性別や年齢等を問わず、自らの意思に基づき、まちづくりに参画できること。

(3) 情報共有の原則　まちづくりに関する情報を市民、議会及び行政が共有すること。

(4) 協働の原則　まちづくりを進めるにあたり、市民、議会及び行政が協働すること。

## <第3章 まちづくりを担う主体の役割等>

### 第1節 市民

#### (市民の権利)

- 第5条 市民は、安全で安心かつ快適な生活を求めていく権利を有する。
- 2 市民は、行政サービスを公平に受ける権利を有する。
  - 3 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。
  - 4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求める権利を有する。

#### (市民の責務)

- 第6条 市民は、お互いを尊重し、協力し合わなければならぬ。
- 2 市民は、自らの判断に基づいて、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。
  - 3 市民は、自らの行動と発言に責任を持つ。
  - 4 市民は、地域コミュニティを尊重するとともに、積極的な参画等により、地域課題の解決に努めるものとする。
  - 5 市民は、行政サービスの提供に伴う応分の負担を持つものとする。
  - 6 市民は、臼杵の将来を担う子どもを地域の宝として、子どもが夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長していくことができるよう努めるものとする。
  - 7 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

### 第2節 議会

#### (議会の基本的役割と責務)

- 第7条 議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される本市の議事機関であり、住民の代表機関、本市の意思決定機関としての役割を担う。
- 2 議会は、行政の事務執行の監視機能及び政策形成機能の強化に努めるものとする。
  - 3 議会は、市民の負託にこたえるため、市民の意見を把握し、市政への反映に努めるものとする。

#### (議員の基本的役割と責務)

- 第8条 議員は、市民の負託にこたえ、市民全体の奉仕者として公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 議員は、市民の代表者としての品格を保持し、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努めなければならない。
  - 3 議員は、議会活動に関して市民に説明するとともに、市政の課題について調査研究を行い、広く市民の声を聴き、市民全体の利益を優先した活動を行わなければならない。

### 第3節 行政

#### (行政の基本的役割と責務)

- 第9条 行政は、効率的で透明性の高い行政運営を行わなければならない。
- 2 行政は、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。
  - 3 行政は、公平で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民福祉の増進及び地域の活性化に努めなければならない。
  - 4 行政は、自らの判断と責任において、その所管する事務を誠実に執行するとともに、相互に連携して行政機能を発揮するよう努めなければならない。
  - 5 行政は、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。
  - 6 行政は、地域コミュニティの自主性を尊重し、円滑な活動ができるよう連携に努めなければならない。
  - 7 行政は、まちづくり及び地域コミュニティ活動を支える市民の育成に努めなければならない。

#### (市長の基本的役割と責務)

- 第10条 市長は、市政全体の総合調整のほか、その他の権限を適正に行使することにより、本市をリードしていかなければならない。
- 2 市長は、地域の資源を最大限に活用し、財源確保に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるため、効率的な行財政運営に努めなければならない。
  - 3 市長は、市民の意向、地域の実情等を把握し、行政サービスの質の向上に努めなければならない。
  - 4 市長は、政策の立案、実施及び評価について、市民への説明責任を果たすため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

#### (職員の責務)

- 第11条 職員は、常に法令及び条例等を遵守し、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。
- 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。
  - 3 職員は、自らが地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、積極的に地域コミュニティ活動に参画するよう努めなければならない。

### <第4章 行政運営>

#### (総合計画の策定及び進行管理)

- 第12条 本市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。
- 2 市長は、総合計画の策定にあたっては、市民の参画の機会を確保するものとする。

3 市長は、総合計画の進行を管理し、必要に応じ見直し、その状況を公表するものとする。

(財政運営)

第13条 行政は、中長期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全かつ弾力的な財政運営に努めなければならない。

(政策と法務の連携)

第14条 行政は、市政の課題を解決し、自主自立のまちづくりを進める政策の実現のため、地方自治の本旨に基づき、法令を解釈し、条例その他の規程を適切かつ効果的に活用するものとする。

(条例制定等の手続)

第15条 市長は、まちづくりに関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、市民の意見を反映させるように努めなければならない。

(行政評価)

第16条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営並びに総合計画の着実な実行及び進行管理のため、市民の視点に立った行政評価の制度を整備し、実施するものとする。

2 行政は、評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じてその結果を適切に市政に反映させなければならない。

(行政手続)

第17条 行政は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにするものとする。

(情報の公開及び提供)

第18条 行政は、市政について市民に説明する責任を果たすとともに、市民の市政への参画をより促進するため、市が保有する市民生活に必要な情報について公開及び提供するものとする。

2 行政は、情報の提供にあたっては、市民に分かりやすい方法を工夫しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第19条 行政は、個人の権利利益を保護するため、本市の保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(意見、要望等への対応)

第20条 行政は、行政運営に対する意見、要望等があったときは、速やかに事実関係等を調査し、誠実に対応しなければならない。

2 行政は、意見、要望等に対して、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。

#### (危機管理)

第21条 行政は、災害等の緊急の事態に備え、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、危機管理体制を確立しなければならない。

2 行政は、緊急の事態にあたっては、市民及び関係機関等と自助・共助・公助の精神に基づいた連携及び協力を図るものとする。

#### (行政組織の編成)

第22条 行政は、機能的かつ効率的な組織を編成するとともに、行政事務を円滑に遂行するため、組織間の連携及び横断的調整を図るものとする。

### <第5章 市民参画等>

#### (市民参画の機会の保障)

第23条 行政は、市民がまちづくりに参画する機会を確保しなければならない。

2 行政は、市民がまちづくりに参画するための制度を整備するとともに、その周知に努めなければならない。

#### (市民提案の推進)

第24条 市民は、公益的な観点から市政に対して提案を行うことができる。

2 行政は、市民の提案を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。

#### (市民意見の募集)

第25条 行政は、重要な政策等の立案にあたっては、事前に市民意見を募集する手続（以下「パブリックコメント」という。）を実施しなければならない。

2 行政は、パブリックコメントにより提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表しなければならない。

#### (審議会、委員会等への市民参画)

第26条 行政は、法令に基づき設置する審議会等のほか、市政に関する提言、意見を求めるため、委員会等を設置するものとする。

2 行政は、法令等に特段の定めがある場合を除き、審議会、委員会等の委員については、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めるものとする。

3 行政は、審議会、委員会等の公開に努めるものとする。

#### (住民投票の実施及び尊重)

第27条 市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。

2 市民、議会及び行政は、住民投票を実施したときは、その結果を尊重しなければならない。

## ＜第6章 支え合うまちづくり＞

### (協働のまちづくり)

第28条 市民、議会及び行政は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもと、人権を尊重しながら協働のまちづくりを進めるものとする。

2 行政は、協働の推進にあたっては、市民の自立性を促し、自主性を尊重しなければならない。

3 行政は、市民の「協働のまちづくり」に資する活動を支えるため、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。

### (まちづくりの推進)

第29条 行政は、地域コミュニティがまちづくりの担い手であることを認識し、その活動を支えるための必要な方策を講じるものとする。

2 行政は、課題解決等のために地域コミュニティから協力の求めがあったときは、助言その他適切な支援を行うものとする。

3 行政は、地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。

### (対等な立場での参画)

第30条 市民、議会及び行政は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として対等の立場でまちづくりに参画できるよう努めなければならない。

### (他都市等との連携及び協力)

第31条 行政は、共通する課題の解決のため、対等な立場で、国、県及び他の地方公共団体等との連携に努めるものとする。

2 行政は、国際社会に果たす本市の役割を認識し、海外の行政機関等との連携及び協力に努めるものとする。

## ＜第7章 この条例の位置付け＞

### (この条例の位置付け)

第32条 この条例は、本市が進めるまちづくりの基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

### ＜附 則＞

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

## 前 文

### <前文>

平成17年、臼杵市と野津町が合併し、新しい臼杵市が誕生しました。わたしたちのこのまちは、緑の山々をはじめ、肥沃な大地・豊後水道に面した臼杵湾など豊かな自然環境に恵まれています。

臼杵市では、平安時代末期から鎌倉時代にかけ、高度な仏教文化が花開きました。また、大友宗麟による西洋文化との活発な交流により、キリストンに関する史跡など歴史的遺産を数多く残し、異国情緒の漂う城下町として栄えました。

不斷の努力を惜しまない質素儉約の気風、一方で、吉四六さんに象徴されるように、どんな困難でも智恵と笑いで乗り切るユーモア精神を持ち合わせる臼杵人気質は、多彩な文化人・経済人を生み出してきました。

わたしたちは、このような、先人が守り育てた自然や文化歴史のみならず、先人の偉業や人情を誇りとし、臼杵に「生まれて」「育って」「住んで」

「働いて」良かったと思える心豊かな、笑顔がゆきかう臼杵市を、市民が主体となって次世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことをめざします。

一人ひとりが、臼杵市民としての誇りと自覚と責任をもち、互いに人権を尊重し、自ら考え、みんなで知恵を出し、汗を流し、臼杵市民が理想とする幸せなまちづくりを行うために、臼杵市の最高規範としてここに「臼杵市まちづくり基本条例」を制定します。

### 《解説》

前文では、臼杵の良さを次世代へ引き継ぎ、発展させていくためのまちづくりを、市民が主体となって行っていく決意を述べ、そのための道しるべとして「臼杵市まちづくり基本条例」を制定することを宣言しています。

この条例が、臼杵市のまちづくりを行う上での基本的なルールである「最高規範」として制定され、他の条例、規則、要綱等を制定・改正するときは、この条例の趣旨を尊重し、解釈や運用の指針とすることも明らかにしています。

前文の形態を箇条書きにして「市民憲章的」にするか、文章にするかで議論しましたが、この条例の精神をわかりやすく伝えるために「です・ます」調の文章とすることとしました。箇条書きは、子ども向けのパンフレットや簡易なリーフレットなどで利用することとします。

※（参考）前文の箇条書きは以下の通りです。

1. 緑の山、青い海、肥沃な大地を次世代に引き継ぎましょう。
2. 先人の智恵と人情を持ち続け、幸せなまちをつくりましょう。
3. 笑顔でこころのゆきかうまちをつくりましょう。
4. 郷土に誇りを持ち、文化や歴史を子孫に伝えましょう。
5. みんなで知恵を出し、汗を流し、主体的に参画する明るいまちをつくりましょう。

# 第1章総則

## (目的)

第1条 この条例は、臼杵市（以下「本市」という。）におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び行政の役割、行政運営の方法、市民参画その他まちづくりの基本となる事項を定めることにより、「市民が主役のまちづくり」を積極的に推進することを目的とする。

## 《解説》

第1条は、この条例の目的を明らかにしています。

この条例を策定するきっかけになったのは、国の権限や財源を地方自治体に移譲する「地方分権」がいわれ始めたからです。これにより、各自治体が自分たちの考えのもとで自分たちのまちの特徴を生かしたまちづくりを進めていくようになりました。そこで、臼杵市では、元来からのユーモアと人情あふれた心あたたまるまちを残し、活かしていくため、まちづくりに関わるあらゆる人々が共有できるルール（決まりごと）をつくることにとしました。

この条例は、臼杵版の憲法ともいい、市の最高規範（一番上に位置する決まり）という位置付けとして、臼杵市のまちづくりを進める時の基本的なルールについて定めています。臼杵のまちづくりを進めていく主体である「市民」「議会」「行政」のそれぞれの役割や責務を明らかにし、どのようにまちづくりを進めていくのか、その仕組みについても定めています。

まちづくりの方向性を最終的に決定する権利を「主権」といいますが、臼杵市のこの条例での「主権」は、市民一人ひとりにあるとしています。まちづくりを行う上で「市民主権による自治の確立」が必要であるといわれますが、臼杵市では、『市民が主役のまちづくり』を積極的に進めることを条例の目的とします。

※この条例でいう「市民」を第2条第1項に、「行政」を第2条第2項に定義として定めています。

※「まちづくり」とは、「地域づくり」「自治づくり」「人づくり」とも言い換えることができます。道路や建物・町並み保全などものづくりだけではなく、歴史や文化を活かし、自然を守り、人を育てることもまちづくりとして、臼杵市という自治体である「まち」をつくっていこうとするものです。

※臼杵のまちをつくっていく主体である「市民」「議会」「行政」の責務と役割は第3章に定めています。

※「地方分権」とは、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う「地域主権」の確立をめざして行われた改革です。平成12年4月、地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、国の関与のルール化などが行われ、各地方自治体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を行うことができるようになりました。

(定義)

- 第2条 この条例において「市民」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）
  - (2) 市内に通勤し、又は通学する者
  - (3) 市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体  
（以下「事業者、地域活動団体等」という。）
- 2 この条例において「行政」とは、市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会その他本市の執行機関をいう。
- 3 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。
- 4 この条例において「協働」とは、市民、議会及び行政が適切な役割分担のもと、それぞれが自らの役割を自覚し、お互いを尊重するなかで、共に考え、共に汗を流し、共通の目的の実現のために協力することをいう。
- 5 この条例において「地域コミュニティ」とは、市民一人ひとりがつながりを育み、お互いに助け合い、豊かな暮らしを築くことを目的として、自主的に構成する多様な団体及び組織をいう。

《解説》

第2条は、この条例で使用する用語のうち、日常用いる用語の解釈と異なる用語について定義づけを行います。

第1項では、「市民」の定義を定めています。

臼杵市のこの条例では、市内に住所がある個人を「住民」といい、その住民のほか、市内に通勤・通学している人達や市内で活動している地域活動団体など、自治会やボランティアグループ、企業も含めて、「市民」と定めています。これらの「市民」をまちづくりの主体として位置付けて、皆の力を結集して臼杵のまちづくりに取り組みます。

第2項は、「行政」の定義を定めています。市長や一般職員を含めた執行機関と行政委員会などの執行機関を含めて「行政」と定めています。

各地方自治体には、市長や副市長等の特別職と一般職員のほか、行政の中立性・公平性を確保する観点から、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員会などの行政委員会が置かれています。行政委員会は、国の定めた決まりに従い、市長の政治的な判断を受けず、それぞれが独自の判断で事務事業を行うことができるため、市長と同様に自治体の執行機関と呼ばれています。この両者を合わせて「行政」といいます。

第3項は、「まちづくり」の定義を定めています。

まちづくりとは、道路や街並みの整備や文化財保存などのハード事業のほか、教育などの人材育成や健康づくり事業などのソフト事業も含まれています。

また、市役所の取り組みのほか、臼杵市に暮らす人々、臼杵で活動する事業者や地域活動団体など、臼杵市に関わるあらゆる人々が取り組む、公共的な活動を総合して「まちづくり」と定めています。自治会で行う地域の清掃や祭りの継承、消防団の行う夜警、小規模集落対策として企業が行う集落支援や地域貢献などの公共的活動も「まちづくり」の一つです。

第4項は、「協働」の定義を定めています。

協働とは、まちづくりの主体となる市民と議会と行政が共に助け合い、良い信頼関係を築きながら、自助・共助・公助の精神でまちづくりを実現していこうとするものです。協働は「まちづくりを進めるための基本原則」の一つです。

第5項は、「地域コミュニティ」の定義を定めています。

地域コミュニティとは、市民一人ひとりの結びつきや絆を生み、深め、「お互いさま」と気軽に助け合いができる目的とした団体や組織のことをいいます。例えば、自治会や地縁などを基盤とした子ども会や地域のスポーツクラブなどの団体・組織を、「地域コミュニティ」と定めています。

## 第2章 基本理念及び基本原則

### (基本理念)

第3条 本市は、市民が住むことに幸せを実感できるまちの実現をめざすために、「市民が主役のまちづくり」をまちづくりの基本理念とする。

### 《解説》

第3条は、「市民が主役のまちづくり」をこの条例の基本的な考え方である基本理念として定めています。市民が主体的に責任をもって、自らの将来像に向かって行動することを基本とし、その活動を議会や行政が、それぞれの責務や役割を認識して支え、また、お互いが尊重して協力しながらまちづくりを進めていくことを明らかにしています。

臼杵市では、市民が「住みたい」「住み続けたい」「働きたい」と思えるまちづくり、特に、子どもたちが「臼杵が好き」「将来は『臼杵に帰りたい』『臼杵で生活したい』と思える」市民の満足度の高いまちづくりをめざしています。このようなまちづくりを進めるための理念は、臼杵市の将来への施策の方向性や事業内容を決定する際に最も基本となるものです。この理念をもとにした総合計画に基づき、各計画の策定を行い、それぞれの事業や取り組みを進めていくこととします。

## (基本原則)

第4条 本市は、次に掲げる事項をまちづくりの基本原則として定めるものとする。

### (1) 人権尊重の原則

すべての市民が、お互いの人権を尊重すること。

### (2) 市民総参加の原則

すべての市民が、性別や年齢等を問わず、自らの意思に基づき、まちづくりに参画できること。

### (3) 情報共有の原則

まちづくりに関する情報を市民、議会及び行政が共有すること。

### (4) 協働の原則

まちづくりを進めるにあたり、市民、議会及び行政が協働すること。

## 《解説》

第4章は、「市民が主役のまちづくり」を進めるためには、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画することが大切であり、その基本として「人権尊重の原則」「市民総参加の原則」「情報共有の原則」「協働の原則」の4つの原則を定めています。

### (1) 人権尊重の原則

臼杵市は、「市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしている、真に豊かでゆとりある社会」をめざしています。そのため、一人ひとりの人権が尊重されることで、豊かな人間関係を築いていきながら、温かい心のこもった「市民が主役のまちづくり」の実現をめざしていきます。

### (2) 市民総参加の原則

あらゆる市民は、主体的にまちづくりに参加する権利を持っており、自らの行動と発言に責任を持ちながら、性別や年齢などを問われることもなく、自分の意思で自主的にまちづくりに参画できることを原則としています。この中には、将来の臼杵を担う子どもの参画により、まちづくりを進めていくことも含まれています。

そのため、行政は、あらゆる市民が参画できる機会を確保する必要があります。

### (3) 情報共有の原則

市民が、自ら考え、的確な判断を行い、行動するためには、正確な情報が必要であり、市民と議会そして行政は必要な情報を共有しなければなりません。

市が持っている情報は市民共有の財産であるため、市は、情報を適切に管理すること（個人情報の保護等）も大変ですし、必要な場合は必要な情報をわかりやすく提供（情報公開）しなければなりません。

### (4) 協働の原則

まちづくりを進めるためには、市民、議会、行政が適切に役割分担をしながら協力していくなければなりません。まちづくりの主体となる市民と議会と行政が共に助け合い、良い信頼関係を築きながら、自助・共助・公助の精神でまちづくりを実現していくことをまちづくりの原則としています。

## 第3章 まちづくりを担う主体の役割等

### 《第1節 市民》

#### (市民の権利)

- 1 第5条 市民は、安全で安心かつ快適な生活を求めていく権利を有する。
- 2 市民は、行政サービスを公平に受ける権利を有する。
- 3 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。
- 4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求める権利を有する。

#### 《解説》

第5条は、臼杵のまちづくりを担う主体である「市民」の保障される権利を定めています。「市民」や「まちづくり」の定義は、第2条で定めています。

第1項は、将来にわたり、安全に暮らせる臼杵市、安心して暮らせる臼杵市など良好な環境の中で暮らすことのできるまちづくりを進め、快適な生活を求めていくことのできる権利を定めています。

第2項は、市民は、必要な公的サービスを等しく受ける権利を持っていることを確認しています。そのためには、第10条第3項で定めていますが、行政は市民の意向や地域の実情の把握をしっかりと行うことが必要となります。

行政サービスの内容は、文化施設の利用、市道・公園等の利用、貸付制度の利用、福祉サービスの利用など多岐にわたっています。

第3項の「まちづくりに参画する権利」は、第2条で定めている基本原則の一つである「市民総参加の原則」に基づいた権利です。市長をはじめとした行政機関は、市民の様々な参画の機会を提供することが重要だとしています。しかし、市民が参画するか否かは、市民の自主的な判断によるものであり、強制されるものではありません。参画しないからといって、差別されたり、非難されたりしないことも大切なことです。

第4項は、基本原則の一つである「情報共有の原則」に基づいた権利を定めています。まちづくりを進めるために、市民が必要と感じる市政の情報（臼杵市の財政状況やサービス提供内容など）について、市民が求める権利を保障し、市民・議会・行政が情報を共有することが重要であるとしています。市政に関する情報については、第18条の情報の公開及び提供で定めています。

### (市民の責務)

- 第6条 市民は、お互いを尊重し、協力し合わなければならない。
- 2 市民は、自らの判断に基づいて、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。
  - 3 市民は、自らの行動と発言に責任を持つ。
  - 4 市民は、地域コミュニティを尊重するとともに、積極的な参画等により、地域課題の解決に努めるものとする。
  - 5 市民は、行政サービスの提供に伴う応分の負担を持つものとする。
  - 6 市民は、臼杵の将来を担う子どもを地域の宝として、子どもが夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長していくことができるよう努めるものとする。
  - 7 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

### 《解説》

第6条では、まちづくりを担う主体である市民の責務を定めています。市民の中に「子ども」も含まれますが、臼杵市ではあえて、将来の臼杵を担っていくという意味で、子どもの健全育成に対する市民の責務を入れることとしました。

第5条で、市民の権利を定めたので、それに伴う責務を定めています。これは、義務として強制されるのではなく、自らの自主性と自覚ある行動を定めたものです。

市民の定義は、第2条で定めています。

第1項は、基本原則の一つである「人権尊重の原則」に基づいたものです。日本国憲法第13条の「全ての国民は個人として尊重されなければならない」を受け、ここでは、基本理念である「市民が主役のまちづくり」を進めていくためには、市民一人ひとりがお互いの人格や意見などを尊重し合い、協力していくことが前提となることを定めています。

第2項は、基本原則の一つである「市民総参加の原則」に基づいたものです。まちづくりへの参画は権利であるとともに責務でもあります。しかし、まちづくりに参画するか否かは、本人の都合など自分の判断によるもので、強制されるものではありません。

第3項は、基本原則の一つである「協働の原則」に基づいたものです。より良いまちづくりを進めるためには、市民にまちづくりの担い手としての自覚ある行動が求められます。

第4項は、基本原則の「市民総参加の原則」や「協働の原則」に基づいたものです。

地域で組織する自治体や地縁団体などの地域コミュニティの活動を尊重すること、そして地域のコミュニティ活動に参画することが地域のつながりを深め、様々な地域の課題を解決するための糸口となることが期待されます。

第5項は、主体的に事業を計画し、実施できる財政基盤のある臼杵市として、「健全で自立した自治体運営」を行うためには、行政サービスの提供に応じた負担を市民の基本的な責務として確認しています。

様々な行政サービスの提供を受けるためには、住民税をはじめとする各種地方税や公民館など

の施設の使用料、手数料など市民が広く負担を分かち合う必要があります。しかし、必ずしも均等に分けることまでを意味するものではありません。

第6項は、市民は、子どもを「臼杵の将来を担う地域の宝」と認識し、子どもたちが夢や希望を持ち続けることができるよう、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくことができるよう、見守り育てていくことを定めています。

第7項は、市民としての事業者やボランティアグループ等の責務を定めています。

事業者やボランティアグループ、市内で事業または活動を行う個人や法人、その他の団体など（第2条第1項で定めた市民の定義を参照）が、営利を目的とするのではない「まちづくりへの参画」やその活動の活性化を期待するものです。「事業者、地域活動団体等」はこれまででも、朝夕の交通街頭啓発活動や清掃活動など自主的に公共的活動を行っており、少子高齢化の進行に伴う人口減少社会では、これから臼杵市がめざそうとするまちづくりの主体として欠かせない存在となっています。

## 《第2節 議会》

### (議会の基本的役割と責務)

- 第7条 議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される本市の議事機関であり、住民の代表機関、本市の意思決定機関としての役割を担う。
- 2 議会は、行政の事務執行の監視機能及び政策形成機能の強化に努めるものとする。
- 3 議会は、市民の負託にこたえるため、市民の意思を把握し、市政への反映に努めるものとする。

### 《解説》

第7条は、まちづくりを担う主体の一つである議会の基本的役割と責務を定めています。

議会運営は、他の機関などから関与を受けることなく、自らの判断で決定し、処理する権限をもっています。また、議会運営については、地方自治法や臼杵市議会会議規則等にその詳細が規定されているので、この第7条では、議会運営の重要な方針や基本的役割を包括的に定めます。

第1項は、議会を「住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される」、「臼杵市の議事機関」であり、「住民の代表機関」として、「臼杵市の意思決定機関」であるということを確認しています。議会の基本的な役割は、日本国憲法（第93条）の「議事機関として議会を設置する」旨の規定や地方自治法（第96条）の「条例を設け又は改廃をする」意思決定機関である旨の規定があり、議会は首長と『地方自治の両輪』を担う役割があることを確認するものです。

第2項は、議会が持つ権限である監視機能、政策形成機能の強化に努めなければならないことを確認しています。

監視機能とは、行政が行う様々な事務について、その事務が適切に執行されているかどうかを監視するため、行政に各種の報告を行わせ、その審査のために必要な事務に関連する書類を提出させる権限などをいいます。

政策形成機能とは、地方自治法第112条に規定されている条例を提出する政策立案を始めとして、形式にこだわることなく、自由な討論・討議を通じて、施策の方向性や改善方法などについて、執行部に対し提言を行う機能をいいます。また、提言だけにとどまらず、責務と役割を明らかにするとともに施策の構築を目的として、議員提案により条例制定をすることもできます。

第3項は、住民から直接選挙で選ばれた議員であるので、議員としての権限行使するときは、多くの住民の意見や要望などを把握し、その意思を適切に市政に反映しなければならないことを定めています。

(議員の基本的役割と責務)

- 第8条 議員は、市民の負託にこたえ、市民全体の奉仕者として公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 議員は、市民の代表者としての品格を保持し、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努めなければならない。
- 3 議員は、議会活動に関して市民に説明するとともに、市政の課題について調査研究を行い、広く市民の声を聴き、市民全体の利益を優先した活動を行わなければならない。

《解説》

第8条は、第7条の議会の権限が適切に行使されるために、議員の基本的役割と責務を定めています。

第1項は、直接住民に選挙で選ばれた議員は、議会の基本的構成員であり、住民から選ばれた自覚を持って、市民全体の奉仕者として、公正に、誠実に職務を遂行しなければならないことを定めています。

第2項は、議会の責務である「執行機関の監視機能」「政策形成機能」の遂行のために議員は、自己研鑽に努めることを定めています。地方公務員法には、議会開会中の議員の品格の保持について定められていますが、ここで議員は、常日頃からの品格の保持が大切であるとしています。

第3項は、議員活動に関する考え方や情報を市民へ説明するという説明責任を果たすことを定めています。市民全体の利益を優先させた活動をするために、臼杵市政の課題について調査研究を行ったり、広く市民の声を聞くことを定めています。

## 《第3節 行政》

### (行政の基本的役割と責務)

- 第9条 行政は、効率的で透明性の高い行政運営を行わなければならない。
- 2 行政は、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。
  - 3 行政は、公平で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民福祉の増進及び地域の活性化に努めなければならない。
  - 4 行政は、自らの判断と責任において、その所管する事務を誠実に執行するとともに、相互に連携して行政機能を発揮するよう努めなければならない。
  - 5 行政は、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。
  - 6 行政は、地域コミュニティの自主性を尊重し、円滑な活動ができるよう連携に努めなければならない。
  - 7 行政は、まちづくり及び地域コミュニティ活動を支える市民の育成に努めなければならない。

### 《解説》

第9条は、行政が市民の活動をしっかりと支えるための基本的役割と責務を定めています。

「行政」とは、第2条第2項で定義していますが、「市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員会その他本市の執行機関」としています。

第1項は、行政は、最少の経費で最大の効果を挙げる行政運営をしなければならないことを確認しています。また、市民との信頼関係を保つため、市民の参画を促し、また市民の多くの意見や要望を聴き、さらに、必要な情報は公開するという姿勢と行動力をもって行政運営を行うことを定めています。

第2項は、行政は、市民のニーズを的確に捉え、健全で自立した臼杵市として、将来にわたり持続可能なまちづくりを行うために、総合的かつ計画的な市政運営を行うことを確認しています。そのため行政は、総合計画を策定し進行管理を行いますが、これについては第12条に定めています。

第3項は、市民福祉の増進に努めるとともに地域の活性化を行ううえで、行政サービスを公平に受ける市民の権利（第5条第2項）を保障しながら、質の高い行政サービスを提供することを確認しています。あらゆる人が、地域によって手厚いサービスを受けることができる地域とそうでない地域が生じることがないように、市民の意向や地域の実情に応じた公平な行政サービスの提供を行うように努めることを定めています。

第4項は、市長をはじめとした行政職員が担当する業務を、責任を持って誠実に行っていくことを定めています。行政は、しばしば「縦割り行政」と言われますが、そうではなく、あらゆる部・課の連絡調整を密にし、連携した行政組織のもと、地域の実情に的確に対応した行政サービスの提供を行っていくことを定めています。

第5項は、臼杵市の実情に応じた政策を構築し実現できる自治体へと成長させるため、職員の政策形成能力などの向上を定めています。現在、臼杵市では「臼杵市人材育成基本方針」を定め、この方針に基づいた研修などを計画的に実施するとともに、個々人が自己研鑽に努めるよう、能力向上に取り組んでいます。今後も、一層の能力向上に取り組むと同時に、その能力が発揮できる行政組織や職員配置などに努めることを定めています。

第6項は、「協働の原則」に基づいて、自治会などの地域コミュニティの自主性を尊重し、地域コミュニティの有意義な活動ができるように、市民と行政が連携をしていくことを定めています。

第7項は、「協働の原則」に基づいて、その中心となるリーダーの育成、まちづくりを支える地域の人材育成に行政が協力し支えていくことを定めています。

地域活動の中核となる自治会やその他の老人会、消防団、青年団、女性団体、PTAなどで活躍する多くの市民がいますが、少子高齢化が急速に進行する中、地域活動を維持継続、活性化するためには人材育成が急務となっています。行政が地域と協力して共に知恵を出し、共に汗を流し、活動の中心となる市民の育成を行っていくことを定めています。

### (市長の基本的役割と責務)

- 第10条 市長は、市政全体の総合調整のほか、その他の権限を適正に行使することにより、本市をリードしていかなければならない。
- 2 市長は、地域の資源を最大限に活用し、財源確保に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるため、効率的な行財政運営に努めなければならない。
- 3 市長は、市民の意向、地域の実情等を把握し、行政サービスの質の向上に努めなければならない。
- 4 市長は、政策の立案、実施及び評価について、市民への説明責任を果たすため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

### 《解説》

第10条は、市長の基本的役割と責務を定めています。市長は、住民から選ばれた臼杵市の代表という地位にあり、臼杵市のリーダーとしてその責任は重く、役割も非常に重要であることから、「行政の基本的役割と責務」とは別に「市長の責務」を定めています。

第1項は、市長は、市民に選ばれた自治体の首長として、市政全体の総合調整のほか、市長が有する多くの権限（市が担当する事務の執行、職員の指揮監督等）を適正に行使しなければならないことを定めています。

第2項は、市長は、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立し、安定的な市民サービスの提供を行うために、自主財源の確保に努めることを定めるとともに、効果的かつ効率的な財源の活用によって、行政運営を行っていくことを改めて確認しています。

第3項は、市長は、「協働の原則」に基づき、市政懇談会やパブリックコメントなどによって市民の意見をよく聴き、市民と行政の双方向の関係性を築き、市民の意向や地域の実情の把握を行うことで、行政サービスの質の向上をめざすことを定めています。

第4項は、市長は、「情報共有の原則」に基づいて、行政が行っている事業の計画から実施またその評価の各段階においての状況などを市民へ説明することなどを定めています。

市長が説明責任を果たすことで、行政の透明性を確保するとともに、職員の政策形成能力向上も期待できます。また、市議会の他に、市報やホームページ、パブリックコメントの実施などによる情報提供や公開による各種委員会の実施などを行っており、これらの積み重ねにより市民と行政の信頼関係を築いていきます。

(職員の責務)

- 第11条 職員は、常に法令及び条例等を遵守し、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。
- 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。
- 3 職員は、自らが地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、積極的に地域コミュニティ活動に参画するよう努めなければならない。

《解説》

第11条は、行政の各分野を担当する職員として、また、自治体職員として守らなければならぬこと、念頭に置かなければならぬこと、能力の向上のための自己研鑽などを定めています。

第1項は、職員の「法令等に従う義務」について改めて確認しています。日本国憲法第15条第2項に規定する「全て公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」ことや地方公務員法第30条、第35条に規定する職務専念義務、地方公務員法第32条の「法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の定める規定」を具体的に示しています。

職員は、職務を行う上で間違いに気付いた場合は、速やかに間違いを認め、訂正をするなどの手立てが必要になります。また、個人の問題だけではなく、職場全体の問題としての対応を求められる場合は、それに従う必要があります。さらに、市民の信頼を裏切るような行為が行われていた場合は、改善のための対応を迅速かつ適切に行うことと定めています。

第2項は、職員は、職務に必要な専門的知識を身につけるだけでなく、職員として必要な知識や技術を身につけることができるよう、一層の能力向上に努めることを定めています。「行政の基本的役割と責務」（第9条第5項）にも規定していますが、「臼杵市人材育成基本方針」を定め、この方針に基づいた職員研修などを計画的に実施するとともに、個々人が自己研鑽に努め、能力向上に取り組んでいます。

第3項は、職員自らが、まちづくりを進めていく一員としての自覚を持つことを定めています。職員も市民としての責務を果たし、「協働のまちづくり」を進めていかなければなりません。職員も地域の一員として地域コミュニティ活動に参画することを確認しています。

さらに職員は、地域と行政の連絡調整役として、地域活動に積極的に関わっていくことが求められます。

## 第4章 行政運営

### (総合計画の策定及び進行管理)

第12条 本市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

2 市長は、総合計画の策定にあたっては、市民の参画の機会を確保するものとする。

3 市長は、総合計画の進行を管理し、必要に応じ見直し、その状況を公表するものとする。

### 《解説》

第12条は、総合計画の意味づけや策定及び実行していく過程について定めています。

総合計画は、社会経済情勢に的確に対応しながら、臼杵市のまちづくりの方向性やめざす姿（将来像）を表す「基本構想」と、その基本構想に基づいて具体的に進めようとする様々な施策を連携づけて実行できるようにまとめた「基本計画」で構成されています。臼杵市の行政運営を行う上で方向性や方針を定める最も重要な計画で、今後取り組むべき行政全般にわたる施策を体系的に示したものです。

第1項は、臼杵市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために、総合計画を策定し、その実践状況を評価しながら行政運営を行うことを定めています。各施策の企画立案や施策の評価は総合計画に基づいて行われており、今後とも、臼杵市にとって総合計画は必要不可欠なものです。臼杵市はこの総合計画を自ら策定することを定めます。

第2項は、計画策定にあたっては、「市民総参加の原則」「協働の原則」に基づき、市民が参画できる機会を確保することを定めています。市長や執行機関だけではなく、まちづくりの主体となる市民のほか、議会や職員一人ひとりの英知を結集していきます。

第3項は、総合計画が着実に実行されているかどうかを把握し、管理するとともに、その進捗状況や行政施策に対する市民の満足度などを評価していくことを定めています。計画から評価まで市民参画のもと実施し、公表し、評価しながら、その評価を活かしながら計画の改善・実行に努めます。

また、総合計画の原則や策定、見直し期間（基本構想は10年、基本計画5年）などについては、「臼杵市総合計画の推進に関する規程」（平成17年1月1日施行）に定めていますが、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて、見直しを行っていきます。

(財政運営)

第13条 行政は、中長期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全かつ弾力的な財政運営に努めなければならない。

《解説》

第13条は、まちづくりの着実な推進のためには、安定的な市民サービスを提供することと健全な財政運営が前提となるので、中長期的な展望に立った、計画的な財政運営を行わなければならないことを定めています。

臼杵市の財政運営の具体的な取り組みとしては、5年間の財政見通しである中期財政計画のほか、後年度に多大な経費を要する事業を把握し、調整を行うために公共五ヵ年施設整備計画の策定などを行っています。さらに、臼杵市が早くから導入しているバランスシートなどの公会計財務諸表に基づき、将来見込まれる債権、債務の把握に努めます。

このような将来の財源推計をもとに毎年度、最少の経費で実効性ある予算の編成に取り組んでいます。また、行政改革の取組方針である「行財政活性化実行プラン」の着実な進捗を図るため、柔軟な考え方と行動力を持って、市民生活に支障が生じないよう、非常時など臨機応変に対応できる財政運営に努めていかなければなりません。

※国の法律である「地方財政法」に、自治体の財政運営の詳細は定められています。

※「中期財政計画」とは、財政見通しを明らかにし、予算編成や各種計画の策定の指針とするものです。

※「公共五ヵ年施設整備計画」とは、道路や学校施設などの整備を行うため、その財源を明確にし、着実に事業に着手できるよう策定する計画のことです。

※「行財政活性化実行プラン」とは、国や地方の財政がひっ迫し、現状のままでは市の財政が立ち行かなくなることが懸念されたため、組織体制から事業までのあらゆる分野を見直し、持続可能な市役所づくりをめざすために策定する計画をいいます。平成18年3月から計画策定を行い、平成19年4月から改革に取り組んでいます。

(政策と法務の連携)

第14条 行政は、市政の課題を解決し、自主自立のまちづくりを進める政策の実現のため、地方自治の本旨に基づき、法令を解釈し、条例その他の規程を適切かつ効果的に活用するものとする。

《解説》

第14条は、地方分権・地域主権改革の流れの中で、地方のことは地方において主体的に判断すべきだという考え方を基本とし、必ず条例を定めて事務を行わなければならない分野以外に、臼杵市が独自に重要であると判断したら、必要に応じて条例や規則等の整備を行うとともに法令の解釈を自主的に、かつ適正に行うことで、まちづくりの課題解決を行っていくことを定めています。この条例を定めたり、修正したり、時には廃止したりする権限を使って、すべての臼杵市民が、連携協力して臼杵市の状況に応じたまちづくりを進めようとするものです。

「地方自治の本旨」とは、「地方自治の本来のあり方」のことをいい、臼杵市が行う事務は、国の関与を受けずに、自主的に行う（団体自治）と臼杵市民自らの責任と判断で行う（住民自治）がありますが、この両方が車の両輪のようにバランス良く機能してまちづくりを進めていこうとする地方自治の原則のことです。

(条例制定等の手続)

第15条 市長は、まちづくりに関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、市民の意見を反映させるように努めなければならない。

《解説》

第15条は、第14条の政策法務の考え方に基づいて、実際に条例を制定する時の手続きを定めています。制定等には、立案、改正、廃止が含まれています。まちづくりを進める上で、市民生活に大きく関わったり影響したりする条例の制定等を行おうとする時は、「市民総参加の原則」「協働の原則」に基づいて、市民の意見の聴取、パブリックコメントを実施するなど市民参画を確保するとともに、集約した意見を条例へ反映させていきます。

パブリックコメントについては、第25条で定めています。

(行政評価)

第16条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営並びに総合計画の着実な実行及び進行管理のため、市民の視点に立った行政評価の制度を整備し、実施するものとする。

2 行政は、評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じてその結果を適切に市政に反映させなければならない。

《解説》

第16条は、効果的で効率的な市政運営が行われているか、また、総合計画が計画通りに進められているかなどの進行管理を効果的に行うため、市民の立場に立ったわかりやすい行政評価を実施することを定めています。また、評価の透明性を図るため、「情報共有の原則」に基づき、評価の結果をわかりやすく公表することや見直しの結果をサービス向上につなげることも定めています。

行政評価とは、行政の施策（まちづくりの方針）や事務事業（個別・具体的の事業）などを「実施する妥当性があるのか」「効果があるのか」「費用がどれだけかかるのか」などの視点から客観的に検証を行い、その改善を図っていこうとするものです。これは、従来の「何をどれだけ使ったか」、「どんなサービスをどれだけ提供したか」などの行政活動の量（お金をどれだけ使って事業をしたか）による評価だけでなく、成果を重視した評価を行うことによって、施策・事業を見直し、効率的な行政運営やサービスの向上をめざすものです。臼杵市では、市役所内部の評価だけでなく、市民目線からの外部評価も実施し、ホームページや市報などを利用して評価の公開も行っています。

(行政手続)

第17条 行政は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにするものとする。

《解説》

第17条は、市政運営の重要な仕組みの一つである、税金の額の決定、戸籍や住民票に関する届け出などの行政手続きについて定めています。

行政手続きとは、行政機関が市民の権利や利益に関わる決定や措置を行う際の手続き（事務の流れ）のことです。臼杵市が市民に対して何らかの処理を行う際には、相手方の意見を聞くなどの一定のルールを定め、権利利益を十分配慮しなければならないとなっていますが、臼杵市では既に「臼杵市行政手続条例（平成17年1月1日施行）」を定め、手続きの詳細が規定されています。

例えば、行政が行った課税などの処分に不服がある時に、その不服の内容を市に伝えるための手続きとして、公聴会の開催、聴聞、意見書の提出のほか文書等の記録閲覧などがあります。また、行政は、一部の市民に対して不利益な処分（処理）を行う際は、利害関係者の参加を認め、関係者の意見を聞いたうえで、判断しています。

(情報の公開及び提供)

第18条 行政は、市政について市民に説明する責任を果たすとともに、市民の市政への参画をより促進するため、市が保有する市民生活に必要な情報について公開及び提供するものとする。

2 行政は、情報の提供にあたっては、市民に分かりやすい方法を工夫しなければならない。

《解説》

第18条は、「情報共有の原則」及び市民の権利に基づいた市政情報の公開や提供を定めています。市民との情報共有によって、協働のまちづくりを進め、市民のまちづくりへの参画をより進めようとするものです。

臼杵市では「臼杵市情報公開条例（平成17年1月1日施行）」を定めており、この中で情報公開の手続きや推進、不服申し立てなどの詳細が規定されています。

そのため、第1項では市民生活に必要な情報の公開及び提供を定め、第2項では、その情報を提供するときは、市民により分かりやすい工夫をするように定めています。

(個人情報の取扱い)

第19条 行政は、個人の権利利益を保護するため、本市の保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

《解説》

第19条は、第18条で定めた情報の公開及び提供と同時に、必要な個人情報の保護及び市民の生命や財産を守る場合の適正な活用を行うことを定めています。臼杵市では既に「臼杵市個人情報保護条例（平成17年1月1日施行）」を定めており、その中で個人の権利利益を保護することとしています。

臼杵市が保有している個人情報の規定は、プライバシーの保護だけではなく、自らに関わる情報について、開示を求める権利も保障しています。「情報共有の原則」に基づき、まちづくりに関する情報は市民にできるだけ分かりやすく、積極的に公開していかなければなりませんが、同時に個人情報の保護については十分配慮しなければなりません。しかしながら、最近では、「個人情報の保護」という言葉に過敏に反応し、地域の助け合いなどのつながりが必要な時でも、支援をしてくれる方々に対して、必要とする情報が届かないために、支援が行き届かないという状況も生まれています。臼杵市がめざす、自助・共助・公助のためには、必要な情報を取り扱いに注意しながら、有効に活用していくことも必要です。

(意見、要望等への対応)

第20条 行政は、行政運営に対する意見、要望等があったときは、速やかに事実関係等を調査し、誠実に対応しなければならない。

2 行政は、意見、要望等に対して、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。

#### 《解説》

第20条は、行政に対して市民からの意見や要望等があった時の対応について定めています。

第1項は、業務に対する意見や要望等に対して、適切な対応を行うとともに、常日頃から市民の声に耳を傾け、丁寧な説明をしなければならないことを定めています。

第2項は、市民からの意見や要望等があったときは、必要に応じて調査を行い、市民サービスの向上に加え、市政への信頼感を高めるために、業務等を見直すことを定めています。

(危機管理)

第21条 行政は、災害等の緊急の事態に備え、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、危機管理体制を確立しなければならない。

2 行政は、緊急の事態にあたっては、市民及び関係機関等と自助・共助・公助の精神に基づいた連携及び協力を図るものとする。

《解説》

第21条は、地震・津波などの災害に備えた、危機管理体制について定めています。

第1項は、市民の生命を預かる臼杵市としては、いつ起きるとも分からぬ不測の事態に常に備え、市民、関係機関等との協力のもと危機管理体制を確立していくことを定めています。

第2項は、連携・協力を図りながら、自助・共助・公助の精神に基づいた市民や関係団体の自発的な取り組みによって、緊急事態を乗り越えようとする精神を定めています。災害の際は、自分の安全は自分で守るのが防災対策の基本です。

まずは自分の身を守るという「自助」

次に、地域でお互いに助け合うという「共助」

そして、行政が支援活動を行おうという「公助」による助け合いを通じて、市民と行政の連携や協力体制を深め、市民の安全を守っていくこうとするものです。

(行政組織の編成)

第22条 行政は、機能的かつ効率的な組織を編成するとともに、行政事務を円滑に遂行するため、組織間の連携及び横断的調整を図るものとする。

《解説》

第22条は、市民にとって有益であると同時に、行政が行おうとする政策立案から日頃の一般事務に至るまでの円滑な遂行や素早い対応ができる行政組織を考える必要があり、そのための行政組織のあり方について定めています。

「横断的調整」とは、縦割り行政と言われる中、異なる組織や部局が常日頃から密に連携し、協力体制や役割分担などの調整機能を高めることをいい、その必要性は今後益々求められると思われます。

また、臼杵市の部局が行う具体的な事務については、「臼杵市部等設置条例」や「臼杵市行政組織規則」に詳細に規定されています。

## 第5章 市民参画等

(市民参画の機会の保障)

第23条 行政は、市民がまちづくりに参画する機会を確保しなければならない。

2 行政は、市民がまちづくりに参画するための制度を整備するとともに、その周知に努めなければならない。

### 《解説》

第23条は、臼杵市のまちづくりを進める原則の一つである「市民総参加の原則」に基づいて、あらゆる市民が市政に参画する機会の保障を定めています。市民みんなで、臼杵の将来を担う子どもたちが積極的にまちづくりに参画できるような環境や機会を確保していくことも含まれ、まちづくりへ参画する臼杵市民の育成につながることを期待しています。

第1項は、臼杵市が取り組む様々な施策や事業を、市民の立場に立った実効性の高いものとするため、市民の意見が政策決定に反映できるようにするために、市民の参加の機会を確保することを定めています。

第2項では、市民参画の制度を設けることとその制度を周知することを定めています。これまでも、市長や職員が市民と直接意見交換できる場を設けたり、市長がまちづくりの現状を説明して意見を求める場を設けたり、市政に対する意見・提案を募集するためのアンケートや意見募集、様々な審議会への委員公募など、市民が参画する機会を設けてきました。市民生活がより良くなるための政策・施策を実施するためにも、このような市民参画の制度を今後も充実させていかなければなりません。また、市民が参画するための制度があることについても積極的に周知していく必要があります。

(市民提案の推進)

第24条 市民は、公益的な観点から市政に対して提案を行うことができる。

2 行政は、市民の提案を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。

《解説》

第24条は、市民が市政に対し、公益的な観点からの提案ができること、行政は、市民からの提案を市政に反映させる制度の拡充に努めることを定めています。

第1項は、市民が公益的な観点から市政へ提案できることを定めています。「公益的な観点」の市民の提案内容は、例えば、産業などの振興・子育て・環境保全・都市計画などの市政の各分野にわたる大きなテーマから、身の回りの日常生活に関わる小さなテーマのものまで幅広くあると考えられます。しかし、提案は個人の利益を誘導するものではなく、公共の利益になるものでなければなりません。

第2項は、第23条で行う市民参画の場における市民の意見や提案を市政へ反映させることを再確認しています。また、市民アンケートの分析結果を施策評価の判断材料として活用したり、各種委員会での委員を一般公募で募りその市民提案や意見を取り入れていることも制度の一つといえます。

このように、市民が市政に関して、いつでもどこでも提案できる機会を確保するとともに、それを市政に反映させるための制度の拡充を進めていく必要があります。

(市民意見の募集)

第25条 行政は、重要な政策等の立案にあたっては、事前に市民意見を募集する手続（以下「パブリックコメント」という。）を実施しなければならない。

2 行政は、パブリックコメントにより提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表しなければならない。

《解説》

第25条は、行政が新たな決まりや方針を定めようとするなど、重要な政策を行おうとするときには、市民意見を募集しますが、その募集時の手続きのことを「パブリックコメント」といいます。この実施と、募集した意見の取りまとめと公表について定めています。これによって、政策等への市民の意見の反映、市民と行政との情報共有を進めることをめざします。

第1項は、市民の意見を募集する時の手続きについて定めています。臼杵市では、これまで市民意見の募集の手続き（パブリックコメント）を実施し、意見に対する市の考え方を公表していましたが、ここで次のとおり統一した方針を定めます。

パブリックコメントは意見公募ともいわれ、重要な政策や計画の策定にあたり、事前に市民の意見を聞く制度のことをいいます。

行政が行うパブリックコメント（意見公募の手続き）は、以下の手順で行われることとします。

- ①政策・計画等の案と関係資料をホームページや冊子などで広く公表する。
- ②1カ月程度を目安に、意見の提出を受ける。
- ③意見に基づいた政策や計画の修正案やその意見に対する考え方を公表する。

第2項は、市長は、意見公募によって集約した意見を十分考慮して意思決定することや、「市長の基本的役割と責務（第10条第4項）」の一つである市民への説明責任を果たすため、その意見に対する考え方について公表することを定めています。

市民の意見に対する考え方をホームページや市報等で公表することによって、市民と行政の双方の信頼感や連帯感を生み、共にまちづくりを行っていこうとする機運が高まることが期待されます。これらの意見交換により、より臼杵市らしい、臼杵市民が生活しやすい幸せなまちづくりのための施策や事業などの実施も期待されます。

(審議会、委員会等への市民参画)

- 第26条 行政は、法令に基づき設置する審議会等のほか、市政に関する提言、意見を求めるため、委員会等を設置するものとする。
- 2 行政は、法令等に特段の定めがある場合を除き、審議会、委員会等の委員については、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めるものとする。
- 3 行政は、審議会、委員会等の公開に努めるものとする。

《解説》

第26条は、審議会、委員会への市民参画を定めています。

第1項は、法令に基づいた審議会等のほかにも、市民との意見交換を行い、臼杵市らしい政策を行うために委員会等を設置することやその活用について定めています。

第2項は、委員の選任にあたって、法令等で委員の資格要件などを定めた審議会等を除き、公募などの方法を活用して、幅広く市民の参加を求ることを定めています。これは、審議会や委員会の委員を選ぶ時には、幅広い年代層や職種などから人材を選ぶことにより、より広い視点からの意見や提案を集めようとするものです。しかし、公募を原則とした場合には、同じ市民が、いくつもの審議会、委員会に就任するという問題や、公募に応じる市民が少ないという問題もあることから、まちづくりを支える市民の育成もこれから重要な課題といえます。これまで市が行ってきた各種団体の代表や団体からの推薦による委員への就任も、各種団体の知識や組織力をまちづくりに有効活用できる面も多く、引き続き継続させる必要もあると考えられていますが、現在、各種委員の女性の割合が低いという状況は、改善しなければなりません。

第3項は、情報共有の原則に基づき、できる限り審議会や委員会等を公開して行っていくことを定めています。しかし、内容によっては、政策形成の過程であることやプライバシーを保護するため、あるいは委員の自由な発言を確保するため、非公開が望ましい場合もあります。公開・非公開の判断は、審議会や委員会を構成する委員の意見も参考に、その時々に応じて丁寧な見極めが必要です。

(住民投票の実施及び尊重)

第27条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。

2 市民、議会及び行政は、住民投票を実施したときは、その結果を尊重しなければならない。

《解説》

第27条は、住民投票の実施及び尊重について定めています。

住民投票とは、市政に関する特に重要な事項について、住民が投票により直接、市政に対して直接意思表示を行う制度です。

臼杵市では、既に「臼杵市住民投票条例（平成19年6月22日施行）」を定めており、住民投票に関する手続きについて、詳細に規定しています。その中に、住民投票の投票資格者は、「日本国籍を有する20歳以上の方で、引き続き3か月以上臼杵市に住所を有する方」と定められています。市長や行政に常日頃から求められるのは、市民との情報共有と市民総参加の実践です。臼杵市にとっての住民投票は、市民意見の集約を行うための、あくまでも最終手段です。

第2項では、「臼杵市住民投票条例（第19条）」の規定により、行政のみならず、市民や議会も投票結果を尊重しなければならないことを定めています。投票結果を尊重するためにも、市長が最終的に判断した審議経過について、市民に丁寧に説明し、理解が得られるように努めなければなりません。

## 第6章 支え合うまちづくり

(協働のまちづくり)

- 第28条 市民、議会及び行政は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもと、人権を尊重しながら協働のまちづくりを進めるものとする。
- 2 行政は、協働の推進にあたっては、市民の自立性を促し、自主性を尊重しなければならない。
- 3 行政は、市民の「協働のまちづくり」に資する活動を支えるため、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。

### 《解説》

第28条は、市民、議会及び行政がまちづくりを担う主体として、協働でまちづくりを行っていくための方向性（指針）を定めています。

協働のまちづくりのためには、人権を尊重しながら市民が「自らがまちづくりの主役」として、「自らの地域のことは自らの手で」という思いや意識を持ち、まちづくりに取り組むことが大切です。また、行政は、市民を主役として受け止め、その主体性を尊重しなければなりません。さらに、市民と議会、行政が、お互いの役割と責任を認識し・尊重し・協力しあうことにより、より「協働のまちづくり」を実現しようとするものです。これは、この条例の基本理念として掲げる「市民が主役のまちづくり」を着実に推進していくための中心的な条項だといえます。

第1項は、「人権尊重の原則」「市民総参加の原則」「情報共有の原則」「協働の原則」の4つの原則に基づいて、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとでまちづくりを進めなければなりませんが、特にあらゆる人権を尊重することにより協働のまちづくりを進めていくことを定めています。

第2項は、行政は、市民自らが地域課題を解決するための行動など、市民の主体的な行動を尊重することを定めています。市民参画の行動は尊重されますが、市民へ強制されるものではありません。

第3項は、行政は、市民が、自主的で公共の利益となる活動を学び、考えることのできる環境を整えることについて定めています。ここでいう環境とは、学んだり考えることのできる施設だけでなく、機会をつくることも含んでいます。

(まちづくりの推進)

- 第29条 行政は、地域コミュニティがまちづくりの担い手であることを認識し、その活動を支えるための必要な方策を講じるものとする。
- 2 行政は、課題解決等のために地域コミュニティから協力の求めがあったときは、助言その他適切な支援を行うものとする。
- 3 行政は、地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。

《解説》

第29条は、住んでいる地域を中心とした地縁団体である自治会をはじめ、老人クラブ、消防団、P T A、ボランティアグループなどの地域における市民相互の日常のつながりのほか、趣味などの共通のテーマを元にしたつながりによる団体や組織など、地域コミュニティに対する、行政が行う協働や支援などを定めています。

地域コミュニティの定義は、この条例の第2条で定義しています。

第1項は、行政は、地域コミュニティがまちづくりの核となる組織であり、仲間（対等なパートナー）であることを認識し、その活動を支えていくことを定めています。

第2項は、市長をはじめとした行政は、地域が抱える課題の解決のために、地域コミュニティから求められれば、助言したり、支援したりすることができることを定めています。

行政は、地域コミュニティの自主性を損なわないように配慮しながら、本当に必要とする支援を的確に行っていく力量が求められます。

第3項は、「協働の原則」に基づき、行政は、地域コミュニティの自立性を促し、自主性を尊重したうえで、それぞれの地域の特色を活かしたまちづくりを推進することを定めています。

また、自治会、消防団、P T Aなどの枠組みを超えて連携する「地域振興協議会」などの地域の団体が、この調整力を発揮する役割を担っていますが、各地域で自助・協助・公助の考え方が浸透し、様々な地域コミュニティが連携して活動していくことにも期待しています。

(対等な立場での参画)

第30条 市民、議会及び行政は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として対等の立場でまちづくりに参画できるよう努めなければならない。

#### 《解説》

第30条は、基本原則の一つである「人権尊重の原則」に基づいて、あらゆる市民が、地域活動に参画する一員として、「臼杵のまちづくり」を進めていくためには、いろいろな立場や考え方を理解し、尊重することが求められ、また、すべての市民の立場が対等でなければならないことを定めています。

少子高齢化が急激に進行し、地域の助け合いなどが必要になってくる社会環境ですが、その一方で、地域のつながりの希薄化による新たな課題が生じています。

このような多種多様化する地域の課題に対して、住所を有する「住民」だけでなく、臼杵市に関係するあらゆる人達（第1章 総則に定義した「市民」）が仲間として力を合わせ、臼杵のまちづくりを行っていかなければなりません。

そのためには、市民、議会、行政は、主体的にまちづくりの仲間として、力を合わせ、お互いを尊重し、あらゆる人が対等な立場でまちづくりに参画できるように努めていくことが重要です。

(他都市等との連携及び協力)

第31条 行政は、共通する課題の解決のため、対等な立場で、国、県及び他の地方公共団体等との連携に努めるものとする。

2 行政は、国際社会に果たす本市の役割を認識し、海外の行政機関等との連携及び協力に努めるものとする。

《解説》

第31条は、国や県、そして他の市町村や大学等との連携のほか、姉妹都市・友好都市等との交流や連携を推進していくことについて定めています。

第1項は、国や県・他市町村と共に抱える課題を解決するために、臼杵市独自で取り組むより、連携して取り組んだ方がより効率的・効果的に解決できる課題については、お互いに対等な立場で連携していくことを定めています。

都市間を結ぶバス路線の確保や維持、観光客を誘致することなどは、臼杵市独自で取り組むより、県や近隣の市町村と広域的に連携し、政策課題の解決に取り組んでいく必要があります。

第2項は、姉妹都市・友好都市をはじめとした海外の都市との国際的な交流を進めていくことを定めています。

少子高齢化が進むなかで、経済成長や教育振興を進めていくためには、海外の都市などが持つ知識や人材、資源の活用も視野に入れておくことも必要です。また、地球環境保全の問題などは、臼杵市単独の取り組みではなく、世界の中で求められる役割があり、それを適切に果たさなければならぬこともあります。

臼杵市民が豊かに生活できるように発展させていこうと考える時に、国や県・他市町村や大学等との連携に加え、国の枠を超えて世界での臼杵市の立場や状況、文化交流のみならず、経済発展や教育振興のために、新しい視点からの交流や発想が、今後は必要になってくると思われます。

【文化交流のある都市や防災協定を締結している都市（平成24年度現在）】

- 常陸太田市（茨城県）・・・二孝女の縁による民間交流
- 目黒区（東京都）・・・防災協定締結による交流
- 気仙沼市（宮城県）・・・気仙沼産のサンマと臼杵のかぼすをきっかけにした交流

【臼杵市の姉妹都市・友好都市（平成24年度現在）】

- 中国 敦煌市（友好都市）・・・市職員や農業技術者の派遣による交流
- スリランカ キャンディ市（姉妹都市）
  - ・・・キャンディ市にも石仏があり、それぞれの式典への関係者の出席等による交流

## 第7章 この条例の位置付け

(この条例の位置付け)

第32条 この条例は、本市が進めるまちづくりの基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

### 《解説》

第32条は、この「臼杵市まちづくり基本条例」が、臼杵市のまちづくりを進めるうえでの基本となるものであり、すべての条例の基盤となる「最高規範」として位置づけることを定めています。

臼杵市の「最高規範」となるこの条例は、臼杵市のまちづくりの基本理念や基本原則、さらにはまちづくりを担う主体である市民の権利及び責務などを規定し、臼杵市のまちづくりの決まり・道しるべとして一番上に（最高位に）位置するものです。すべての条例の基盤となっているものですので、市民・議会・行政はこの条例を最大限尊重しなければなりません。

今後、臼杵市で条例や規則、規程の制定や各事業計画の策定などを行う時は、この「臼杵市まちづくり基本条例」の精神を盛り込み、整合性を確認しながら、臼杵市民みんなで知恵を出し、汗を流しながら取り組んでいくことが必要です。